

志木市立小・中学校外国語指導助手派遣事業に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、志木市立小・中学校外国語指導助手派遣事業を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きに関する必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

志木市立小・中学校外国語指導助手派遣業務

2 業務目的

志木市立小・中学校の児童生徒に対して実施される外国語関連の授業において、教員の指導助手として、授業支援を行う。また、外国語授業以外の様々な教育活動において、指導助手と児童生徒の交流により、国際理解感覚や英語コミュニケーション能力を高めるための事業である。

3 プロポーザルの概要

- (1) 件名 志木市立小・中学校外国語指導助手派遣業務
- (2) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (3) 業務内容（詳細は仕様書参照のこと）

仕様書に記載している基本業務、特別業務、その他の業務。

特別業務については、事業者が有する専門的知見・技術・経験を活用した事業。

※選定後、契約時の仕様書に事業の内容を追記する。

- 4 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（債務負担行為）

- 5 対象校等 志木市立小・中学校（12校）、志木市教育委員会
※令和9年度から志木第二小学校、志木第四小学校、志木第二中学校は義務教育学校として設置予定

- 6 提案上限額 135,104,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単体の法人として、次の要件をすべて満たしていること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ②本プロポーザルへの参加を表明する書類（以下「参加表明書兼誓約書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間に志木市の指名停止の措置を受けていないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は、その構成員（暴力団の構成団体の構成員含む）もしくは、構成員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。また、当該企業の役員（非常勤を含む）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始の申し出がなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者は、その限りではない。

- ⑤プライバシーマーク付与事業者または情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価の認証取得事業者であること。
- ⑥直近の２年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす）。

（２）プロポーザルの成立

本プロポーザルの参加者が１者の場合も、本プロポーザルは成立するものとする。

８ 実施スケジュール

項目	日程
実施要領公表	令和７年１１月 ４日（火）
参加表明書等受付期間	令和７年１１月 ４日（火）から 令和７年１１月１７日（月）午後４時まで
企画提案書及び見積書に係る質問受付期間	令和７年１１月 ４日（火）から 令和７年１１月１２日（水）午後４時まで
企画提案書及び見積書に係る質問回答日	令和７年１１月１４日（金）
参加資格審査結果通知（発送）	令和７年１１月１８日（火）
企画提案書等受付期間	令和７年１１月１８日（火）から 令和７年１２月１０日（水）午後４時まで
プレゼンテーション審査実施日	令和７年１２月１７日（水）
審査結果の通知	令和７年１２月２３日（火）
契約の締結	令和８年 １月 上旬
派遣業務の開始	令和８年 ４月 １日（水）

※日程を変更する場合がありますので御了承ください。

９ プレゼンテーション審査の実施 ※企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

日 時： 令和７年１２月１７日（水）（時間、場所等の詳細は後日通知）

※参加事業者数により、日時・場所が変更となる場合がある。

実施場所：志木市役所 （住所）志木市中宗岡１－１－１

内 容：１者あたり２５分程度とし、以下の内容で行う。

・企画提案書に基づくプレゼンテーション（１５分以内）

※プレゼンテーションに当たっては、「１２ 審査方法等③評価項目及び評価の視点等」に記載された項目順に説明を行うこと。

・質疑応答（１０分以内）

出席者数：３名以内

※説明は提案書に基づいて行うこと。提案書を抜粋したパワーポイント等をスクリーンに投影することは認めるが、追加資料の配付は認めない。

※プロジェクターは本市が用意する。パソコン及びその他必要な機器等は事業者が用意すること。接続端子はHDMI とする。

※企画提案書に基づくプレゼンテーションは、原則として本業務を受託した場合において直接関わる予定の主たる担当者が行うこと。

※質疑応答は、本業務に直接関わる予定の者以外の発言は認めない。

10 公募の方法

令和7年11月4日（火）から令和7年11月17日（月）までの間、市ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

11 契約候補者選定に当たっての提出書類等

（1）参加表明書兼誓約書等の提出

①受付期間 令和7年11月4日（火）から令和7年11月17日（月）午後4時まで
（土・日・祝日を除く。）

②提出方法 持参とし、提出期限必着とする。

※提出先 志木市役所 教育政策部 学校教育課

住所 〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

③提出書類及び部数

次に掲げる書類については、項目ごとにインデックスを付した上で順番にとじ込み、
正本1部、副本5部を作成し、令和7年11月17日（月）までに提出すること。

ア. 参加表明書兼誓約書、会社概要（第1号様式及び1号様式別紙）

※商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書は、応募提出日前3か月以内に発行のもの

イ. 業務実施体制表（第2号様式）

ウ. 類似業務受託実績書（第3号様式）

※他自治体及び学校法人等における類似業務の受託実績について、5件を上限とし記入
すること

エ. 法人市民税・法人県民税・法人事業税・法人税及び消費税（地方消費税含む）の各納税
証明書

④留意事項

ア. 上記③エ. に関し、提出が必要な証明書の種類は次のとおりである。

証明書の種類	消費税及び 地方消費税（★）	法人税 （★）	法人 事業税	法人 県民税	法人 市民税
証明書交付機関	国 税務署		埼玉県 県税事務所		志木市 収納管理課
志木市内に本店、支店（営業所）を有する事業者	○	○	○	○	○
志木市以外で埼玉県内に本店、支店（営業所）を有する事業者	○	○	○	○	
埼玉県内に本店、支店（営業所）を有しない事業者	○	○			

（★）税務署で発行する納税証明書「その3の3」を提出すること。

（注1）証明書は、提出時において3か月以内のものであること。

（注2）消費税及び地方消費税の免税事業者又は非課税業者についても、証明書の提出が必要である。

イ. 参加表明書等の提出後は、当該書類の内容変更・追加を認めない。

(2) 質問書の提出

企画提案書等の提出にあたり質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭による質疑は受け付けない。

① 受付期間 令和7年11月4日（火）から令和7年11月12日（水）午後4時まで

② 提出方法 電子データ 質問書（第5号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記入し、
電子メール（件名【ALT_質問_会社名】）で提出すること。

メールアドレス：g-kyouiku@city.shiki.lg.jp

③ 提出書類 質問書（第5号様式）

④ 回答方法 公平性を期すため、令和7年11月14日（金）までに質問に対する回答を市ホームページにて公表する（質問者名は表示しない）。

⑤ 留意事項

ア．質疑は、本プロポーザルにおける企画提案書等を作成するうえで必要な事項に限る。

イ．質問書の提出は、各参加者1回までとする。

ウ．本プロポーザルに、参加しないことが明らかな者からの質疑及び本業務に関係のない質疑については、原則として回答しない。

(3) 企画提案書の提出

① 受付期間 令和7年11月18日（火）から令和7年12月10日（水）午後4時まで

② 提出方法 持参とし、提出期限必着とする。

※提出先 志木市役所 教育政策部 学校教育課

住所 〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

③ 提出書類 (1) 企画提案書（製本の体裁は任意とする）。

(2) 見積書（第4号様式）

※業務内容の各項目について、内訳がわかるように見積もること。

④ 留意事項

ア．様式…企画提案書の様式は任意とする。A4版で20枚以内にまとめ製本すること。

イ．構成・内容…本実施要領の内容を踏まえながら6頁の「評価のポイント」に記載された項目順に作成すること。

(4) 提出書類等の取り扱い

ア 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等は契約候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

イ 提出された企画提案書等の再提出及び記載内容の変更は、原則認めない。

ウ 提出された企画提案書等について情報公開請求があったときは志木市個人情報保護条例に基づく不開示情報を除き、原則公開するものとする。

エ 提出書類等に係る費用は、提案者負担とする。

オ 提出した企画提案書に係る著作権、使用権などの知的財産権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するが、契約候補者が作成した企画提案書等に関しては、市が必要と認める場合に、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

(5) 辞退について

第2次審査を辞退する場合は、辞退届（A4版 任意書式）を令和7年12月8日（月）午後4時までに、事務局（g-kyouiku@city.shiki.lg.jp）あて電子メールにより提出すること。

(6) 費用負担について

本プロポーザルの参加等に係る、提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は各参加者の負担とする。

12 審査方法等

(1) 第1次審査

① 審査方法

提出された参加表明書等を審査し、令和7年11月18日（火）に、「参加資格審査結果通知書」を発送する。

② 第1次審査通過者が1者のみの場合

ア. 審査の結果、第1次審査通過者が1者のみとなった場合でも、当該提案が本業務の目的及び要求水準を十分に満たすと認められるときは、当該者を第1次通過者として選定することができる。

イ. 当該提案が要求水準を満たさないと判断される場合は、契約候補者の選定を行わず、再度公募を行う。又は、別途契約手続きを実施することがある。

(2) 第2次審査

① 審査方法

本プロポーザルに係る「志木市庁舎総合管理業務委託プロポーザル事業者選定委員会（市職員・教職員5人で構成。）」（以下「選定委員会」という。）において、第1次審査で選定された参加者から提出された、企画提案書等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施のうえ、選定委員会で審査・評価し、評価順位を確定する。

評価は、審査項目別に点数化を行い、評価点数の合計点数が最も高い者を契約候補者として選定する。

なお、評価点数の合計点数が満点の6割に満たない場合、契約候補者として選定しない。

また、最も評価点の高い者が、2者以上いた場合は、選定委員会の委員長及び委員全員による投票により選定する。

② プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア. 実施日時、場所等については、第1次審査後に通知する。

イ. 審査の公正・公平を期すため、参加者が特定できるような発言等をしないこと。

ウ. 審査の実施については、「9 プレゼンテーション審査の実施」を参照すること。

③ 評価項目及び評価の視点

【第1次審査（資格審査）】必要要件を満たしているか確認するものであり、配点はなし。

評価対象	評価項目	評価の視点	配点
資格要件	参加資格の適合	募集要項に定める参加資格要件を満たしていること。 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	—
実績・信頼性	類似業務の実績	教育委員会や学校等での外国語指導助手（ALT）派遣、またはこれに準ずる業務の実績を有していること。	—

【技術提案審査】提案の内容を審査するものであり、合計100点の配点がある。

評価対象	評価項目	NO	評価の視点	配点
業務実施方針	会社概要	1	教育に対する企業理念やコンセプト	10点
		2	労働者派遣業務遂行能力	
	業務実績	3	他自治体における類似業務の受託実績について、業務の特性や課題に対する取組状況	
業務提案	提案内容の 具体性・効果	4	ALTの資質・経験を活かした授業支援	40点
		5	教員との協働体制の構築	
		6	児童生徒の英語力向上及びコミュニケーション能力の育成	
		7	サマーイングリッシュに関する運営支援及び内容	
		8	中学校生徒の英語弁論大会に関する指導助手	
		9	自社の専門性を的確に事業に活用できる内容 （語学教育、人材育成、教育ICT、異文化理解等）	
実施体制 ・ 人材確保 育成方針	実施体制	9	派遣業務に関する法令遵守体制や方針	40点
		10	ALTの服務管理体制が明確か。 （勤務状況の把握方法、当日の欠勤・遅刻・早退の連絡体制、緊急時の連絡方法、業務報告方法、事故防止、休暇等）	
		11	ALTの労務管理体制が明確か。 （組織・人員・業務内容・住居支援・交通費・保険加入等）	
		12	志木市教育委員会との連絡体制及び学校や志木市教育委員会からの要望や苦情の対応	
	人材確保 育成方針	13	ALTの欠勤に備えた体制（代替要員の配置・勤務日の振替）	
		14	学校からのALT交替要請、事業者都合によるALT交替に備えた体制および代替要員の配置	
見積金額	業務内容毎	15	提案上限額を超えない適切な価格とすること	10点
合計				100点

④ 審査結果の通知及び公表

ア. 審査結果は、決定後、審査を受けた者全員に「審査結果通知書」を令和7年12月23日（火）付け発送して通知する。

なお、審査の経緯及び結果に関する質問、説明要求、意見等は受けない。

イ. 審査結果は、次に掲げる事項を市ホームページに公表するものとする。ただし、契約候補者とならなかった参加者の名称及び所在地は公表しない。

- 1) 業務名
- 2) 業務内容及び履行期間
- 3) 担当課の名称及び所在地
- 4) 契約候補者の名称及び所在地
- 5) 契約候補者及び契約候補者とならなかった参加者の評価点及び順位

ウ. 志木市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。
ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

13 失格について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等が本要領の提出方法等に適合しない場合。
- (2) 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合。
- (3) 提出書類等に虚偽の内容が記載された場合。
- (4) 提案金額見積書記載の金額が、6 提案上限額を超過した場合。
- (5) 選定委員会の委員又は関係者に接触を求める、評価の公平性を害する行為を行った場合。
- (6) 契約候補者の選定から契約締結までの間に、契約候補者の資金事情の著しい変化により、本業務の履行が困難であると認められた場合。
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと認められた場合。
- (8) 参加資格審査後から契約候補者の決定日までの間に、参加資格に関する要件を欠く事態が発生した場合。
- (9) その他、本要領に反すると認められた場合。

14 契約について

- (1) 契約候補者と交渉が成立した場合において、志木市契約規則（昭和 51 年規則第 10 号）の規定により派遣業務契約を締結する。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約とする。
- (3) 契約の履行に当たっては、仕様書及び企画提案書の内容を実行するものとする。
- (4) 選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す。

15 問い合わせ先

志木市役所 教育政策部 学校教育課

電 話：048-456-5367 FAX：048-474-4462

メール：g-kyouiku@city.shiki.lg.jp